平成２８年（フ）第１３２７号
名古屋市中村区豊幡町22番地
債務者　岩田　弘子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８９号
愛知県海部郡蟹江町本町９丁目114番地　桃花林303号
債務者　鈴木　芳枝
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４９２号
愛知県大府市共和町293番地の１　サンメゾン共和ヒルズアベニュー105号
債務者　上村　沙織
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２０号
愛知県瀬戸市原山台８丁目165番地　ＡＭＴＹ原山台Ａ－201
債務者　石坂由起子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４１６号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目１番地の９　スクエアＫ205号
債務者　杉　　鉄也
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５６２号
名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番地の71
債務者　木村　敦子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３０号
愛知県長久手市鴨田602番地　エフォーレ鴨田２－Ａ
債務者　加藤　　幸
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６号
北海道夕張郡由仁町馬追143番地　伏古団地Ｍ棟１号室
債務者　加藤　良江（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１０４号
北海道室蘭市高砂町４丁目32番４号
債務者　中本　　税
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
青森県八戸市柏崎１丁目１番８号　エトワール八戸第二一111、前住所青森県八戸市湊高台５丁目19番12号
債務者　松浦由美子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
福島県白河市郭内70番地　駅前春洋ビル301号室、前住所福島県西白河郡西郷村大字鶴生字高助12番地
債務者　髙久　莉帆（旧姓森谷）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
茨城県小美玉市羽鳥2654番地59　羽鳥７号
債務者　海保　治子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２６９号
茨城県水戸市千波町1713番地の39　ディレット千波205号
債務者　森山　三和（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８７号
茨城県ひたちなか市田中後21番地４
債務者　梶尾　慶子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４０号
群馬県太田市飯塚町1476番地１、前住所群馬県太田市龍舞町5114番地　フラットＫ205号
債務者　清水　恭代
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１４１号
群馬県太田市飯塚町1476番地１、前住所群馬県太田市龍舞町5114番地　フラットＫ205号
債務者　清水セツ子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１４４号
群馬県太田市大原町943番地５　プライムメゾンＡ－12号
債務者　菱川　哲宏
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部